

行政区の名称について

1 行政区の名称は住所の一部となる

不動産登記法（明治32年制定）により，すべての土地には「地番」がついており，住居表示に関する法律が施行される以前については，一般にその土地の地番を住所としている。不動産登記法（第34条）では「土地の表記に関する登記の登記事項」として，「土地の所在する市，区，郡，町，村および字」と定められている。

住居表示実施地区では，住居表示番号を住所としている。

住居表示に関する法律（第2条）では，「都道府県，郡，市（特別区を含む），区および町村の名称を冠する」とある。

以上のことから，区を設置した場合には，住所の一部として「区」を表示する必要がある。

2 名称の表記について

区の名称は，漢字，ひらがな，カタカナ等で表記する必要がある。

市町村の名称に関しては，下記のような総務省の見解がある。

- ・ 外国語であっても，日本語（漢字，ひらがな，カタカナ，略字等）で表記してあって，理由が明確であればよい。
例 南アルプス市， LOVE や AND も，「らぶ」や「アンド」なら可能
- ・ 算用数字（0 1 2 3 4 5 6 7 8 9）は，日本語かどうか解釈できないので，適当ではない。
- ・ 「ヶ」や「々」等の使用も可とする。
例 青ヶ島村，小佐々町 等
- ・ 通常の読み方と異なっても新市名の告示の際，読み仮名を振れば可能
例 宇宙市（うちゅうし）⇒ そらし，永遠市（えいえんし）⇒ とわし

3 行政区の名称を既存市町村と同一又は類似名称とすることの可否について
(例：阿賀野区 - 阿賀野市)

区の名前は，他市町村の名称，他政令市の区の名称と同一のものであっても構わない。

例 旭区（横浜市・大阪市） - 旭市（千葉県）・朝日町（三重県），
川崎区（川崎市） - 川崎市（神奈川県），川崎町（宮城県外）
栄区（横浜市） - 栄町（千葉県）・栄村（長野県），等
中央区（札幌市，さいたま市，千葉市，大阪市，神戸市，福岡市）

ただし，市町村の名称に関しては，下記のような総務省の見解がある。

- ・ 市の名称については，同じ表記で読み方が異なる場合は認められない。
例 日向市（ひゅうがし） ⇒ ×日向市（ひなたし）
- ・ 読み方が一緒でも表記が異なれば認められる。
例 宮城県仙台市，鹿児島県川内市（せんだいし）
- ・ 市の名称と町村の名称は同一でも構わない
例 岐阜県瑞穂市（みずほし），東京都瑞穂町（みずほまち）